

令和元年第9回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和元年8月20日(火) 午後1時05分開会
午後5時58分開会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎5階 第2委員会室
- 3 出席委員 教育長 牧原 明人
教育委員 末信 丈夫、横山 和明、神本 久美、立花 有佐
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山祐子
教育部教育総務課長 荘川隆則
教育部教育指導課長 東直美
教育部生涯学習課長 花田譲二
教育部教育総務課総務係長 亀山慎也
教育部教育指導課学事係長 岡崎敏朗
教育部教育指導課指導係長 横山博之
- 6 傍聴人 2名
- 7 議事日程 日程第1 教育長報告
日程第2 議案第40号 庄原市水泳プール設置及び管理条例の一部改正について
日程第3 議案第41号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の結果に関する報告書について
日程第4 議案第42号 2020年度使用小学校教科書の採択に係る請願について
日程第5 議案第43号 令和2年度使用小学校用教科用図書の採択について
日程第6 議案第44号 令和2年度使用中学校用教科用図書の採択について
日程第7 議案第45号 令和2年度使用特別支援学級用教科用図書の採択に
ついて
日程第8 個別報告及び協議事項

教育長	<p>— 開会 午後1時05分 —</p> <p>ただ今から令和元年第9回庄原市教育委員会を開会します。</p>
	<p>日程第1 教育長報告</p>
教育長	<p>日程第1、教育長報告から行います。本日は5点報告を致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力調査の結果 ・中国綿陽市への青少年訪問 ・各行事の成果について ・全国コミュニティースクール研究大会について ・学校適正配置について <p>次に、教育部長から報告をお願い致します。</p>
教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動について ・台風10号の対応について ・9月議会定例会について
教育長	<p>それでは、各課からの報告についてお願いします。</p>
教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の充実 ・学校給食の充実 ・幼稚園教育の支援 ・庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づく取組の推進 ・市議会への対応 ・主な会議・行事等
教育指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力定着・向上 ・生徒指導対策 ・外国語教育の推進 ・特別支援教育の推進 ・教職員の動向について ・各学校研究会について ・秋季運動会について ・主な会議・行事等について
生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育の充実 ・芸術・文化の推進 ・スポーツの推進 ・家庭・地域の教育力の向上 ・各種行事等 ・消費税率引き上げに伴う使用料等見直しについて

	<p>日程第2 議案第40号</p>
<p>教育長</p>	<p>庄原市水泳プール設置及び管理条例の一部改正について</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>日程第2、議案第40号、庄原市水泳プール設置及び管理条例の一部改正について議題と致します。事務局より議案の説明をお願い致します。</p>
	<p>議案集の1ページをお開き頂きたいと思います。議案第40号、庄原市水泳プール設置及び管理条例の一部改正について提案をしておりますが、庄原市西城温水プール水夢の休業日を変更するという事で今回の提案をしております。2ページをご覧ください。改正の内容については、3ページの新旧対照表にあります。第5条第6条関係の別表第2として、庄原市西城温水プールの休場日の欄の中、現状で言いますと、11月1日から翌年の1月末日を休場としておりますが、今回12月1日から翌年2月末に改めるというものです。こちらについては、平成19年から、3カ月間の休業をしながら運営を凶ってきたものです。こちらは、持続可能な財政運営プランに基づき、冬季の利用者の減少、またはそれに対する経費の増額ということを課題とし、3カ月間の休場ということで進めて参りました。ただし、当時は11月をなぜ休場としたのかということですが、当時団体に利用されていたところが、どちらかというと、11月よりも2月の利用の方を強く望まれたという経緯もあり、11月、12月、1月を休場としておりました。それから近年の気象状況や利用状況等を鑑みるとともに、平成28年の議会の一般質問通り、この温水プール水夢の利用促進であるとか、休場期間の検討について関係者の御意見を頂き、利用者のアンケート等を取りながら進めてきたところです。その中でいろいろ休場期間の検討をしてきたわけですが、11月につきましては、やはり気温が比較的高いということと、降雪が少ないということ。10月からの継続で、ある程度利用が見込めるであろうということもあります。11月に開けてほしいという要望もあるということから、11月の開場はできるのではないかと。また、その分2月については、やはり降雪、積雪等により、行き来が危ういことや、外気温との差が非常に激しいので、やはりどうしても風邪を引いてしまうことや、そういうリスクがあるということもあり、どちらかというと利用は少ないという状況がありました。3月については、団体利用の中でやはり新年度に向けたいろいろな準備をしたい、または大会のための準備をしたいということで、開けて頂きたいという非常に強い要望がありました。また、それぞれの月の主だった経費である電気料、燃料代等、そういったものについての検討を加える中で、今回の11月から1月末までの3カ月間を、12月1日から2月末までに変更することの方が、より効果的な運用ができるのではないかとということで、方針をお示ししているものです。こちらについては、この後、議員全員協議会の説明を経て、議会のほうへ提出をしていきたいと考えております。よろしくお願い致します。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいまの説明につきまして、質疑はありますか。よろしいですか。</p> <p>それでは議案第40号につきまして、採決を行います。賛成される委員は挙手をお願い致します。</p>

委員 教育長	<p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、議案第 40 号は決定されました。</p>
	<p>日程第 3 議案第 41 号</p> <p>平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について</p>
教育長	<p>続いて日程第 3、議案第 41 号、平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について議題とします。事務局より議案の説明をお願い致します。</p>
教育総務課長	<p>それでは、議案第 41 号、平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について説明致します。議案集及び別冊の報告書案のほうをお開き下さい。まず、議案集ですが、4 ページ下段の提案理由にもあります通り、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられていることから、事務局で作成を致しました当該報告書案について、関係例規に基づき、教育委員会の承認をお願いするものです。</p> <p>それでは、別冊の報告書ですが、こちらは例年のとおり、教育行政施策の点検・評価の概要以下、4 章で構成をしております。第 1 章から第 3 章までの内容については、既にこれまで、教育委員会議等で御確認、御協議等いただいておりますので、内容の詳しい説明は省略をさせていただきますが、去る 7 月 29 日に開催致しました点検・評価に関する意見交換会以降の修正箇所について、御説明させて頂ければと思います。別につけております 1 枚もので、議案第 41 号参考資料としたものをご覧下さい。資料の通り、第 1 章の学校教育の分野について、大きく 3 カ所を修正させて頂いております。該当箇所ごとに修正前と修正後として示しておりますが、主に点検・評価の意見交換会で指摘を受けた内容です。例えば主語が抜けているとか、説明が不足しているといった部分について加筆修正を行っているもので、本来の内容が変わるものではございません。こういったところを御確認頂ければと思います。また、報告書のほうへ戻っていただき、62 ページ以降が 4 章の教育事務評価検討委員の意見ということで、2 番の点検及び評価の結果に関する意見を、学校教育、生涯学習、その他という項目に分けて記載しております。例えば、(1) 学校教育ですと、読書活動の普及・啓発ということで、読書に関する取り組みも年々充実してきており、各学校でのすぐれた実践につながっていると思うので、引き続き取り組んで頂きたい。ただ、図書標準を満たしていない学校の割合が高く、課題と捉えているので、早急な課題解決を図りたい。また、ページの 1 番下のご意見、教職員の服務管理の徹底ということで、教職員は大変な日々を過ごされているということで、状況が改善していくよう検討をお願いしたい。ただ、働き方改革を進める上では、地域社会や保護者に対する説明を丁寧に行って下さいというような</p>

	<p>意見もございました。また、63 ページの1つ目のところ、奨学金貸付事業の充実ということで、奨学金は本当に望まれている制度であるので、今後も子供達の修学支援を継続的に実施して欲しいというような意見が出ております。</p> <p>また(2)の生涯学習については、1つ目ですが、子供の読書活動の推進と、ネットワークの構築ということで、学校と市立図書館との連携や、人材育成なども計画的に多く行い、今後ますます読書環境が充実することを願っているという意見や、42ページの博物館・資料館機能の充実のところでは、比和自然科学博物館は、安定的な入館者を得ているということで、他の施設でも参考になる事例もあることから、情報の共有を行い、施設の利用促進に努めてほしいというようなこと、また、その下では、地域の中には非常に見識があり、研究が深い方がおられるので、こういった方の人材活用を有効的にして欲しいということがございました。</p> <p>また、(3)のその他の部分で、働き方改革が進む中、こういった報告書を作成するのも大変な労力がかかっているということで、こちらについて、学校の件もさることながら、事務局の職員も増員するなど、働き方改革を進める必要があるのではないかとということで、御意見も頂いたところです。こういったことを含め、この報告書の御承認を頂きましたら、市議会9月定例会へ提出、報告を行いまして、その後、庄原市のホームページへ掲載して、公表することとしているところです。提案についての説明は以上です。</p>
教育長	<p>これまでも複数回協議をしましたが、先般7月29日にこの検討委員会が行われたことをつけ加えて、説明がありました。質疑等あればお願い致します。前回出された意見等は反映されているかと思いますが、どうでしょうか。よろしいですか。</p>
末信委員	<p>よろしいです。</p>
教育長	<p>それでは、これまでの意見等も反映されているということで、意見はないということですので。それでは議案第41号について採決を行います。承認される委員は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>賛成全員ですので、議案第41号は承認されました。</p>
日程第4 議案第42号	
2020年度使用小学校教科書の採択に係る請願について	
教育長	<p>日程第4、議案第42号、2020年度使用小学校教科書の採択に係る請願について議題とします。これは、先月資料を配っておりますが、そこによる請願者のほうから出されたものであります。本日、このことについて議題としたいと思います。まず事務局から何か説明がありますか。</p>
教育指導課長	<p>令和元年7月12日付けで請願が提出されましたので、ここに示してある1から9の項目について教育委員会の意見を求めるものです。まず事務局のほうから、現状について、それぞれ説明をさせて頂きたいと思います。</p>
教育長	<p>それでは、そこに9項目の請願項目がありますので、1つずつ説明してもらうち</p>

教育指導課長	<p>で、御意見を頂きたいと思っております。1番のほうからお願いします。</p>
教育長	<p>まず1の請願内容ですが、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、貴市教委の採択基本方針等の大本となる日本国憲法、子供の権利条約等の基本的人権、平和、民主主義、多文化共生の精神を尊重した教科書採択を行うための採択基本方針、選定資料を作成すること。という請願です。現状と致しましては、教育基本法や学校教育法、学習指導要領、それから4月に承認を頂いております規約等をもとに採択基本方針、それから選定資料、本市においては、調査研究報告書というふうにしておりますが、その報告書を作成しているという現状です。</p>
末信委員	<p>ただいま現状の説明がございましたが、この請願について何か御意見ありますでしょうか。</p>
教育長	<p>事務局から説明があったように、おそらく5月の教育委員会議だったように思いますが、教育基本法、学校教育法に明確に示された教育理念、目標、あるいは、学習指導要領に示されている目標や内容、そういうものを検討して、本市の子供達、生徒・児童に最もふさわしい教科書を採択しようじゃないかと、そういう考えのもとに、採択基本方針を承認したと思います。もう少し詳しく言えば、基本方針の中では、調査研究委員をお願いして、各教科書について、選定委員会が示した調査に関する観点をもとに、丁寧な調査を行って報告して頂き、選定資料、庄原市では、調査研究報告書ということで、作成して選定委員会に報告頂いております。そういう手続で、教科書の採択事務が進められているということですので、特に、請願と同様に基づいてちゃんとできていくというように思っております。</p>
委員	<p>その他どうでしょうか。先程ありましたように、採択基本方針、選定資料については、きちんとできて作成しているということで、この件については不採択ということでもよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(「はい」の声あり)</p>
教育長	<p>では不採択ということでもよろしく申し上げます。続いて2項目目をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>請願2項目目です。教員に教科書研究をする時間を保障すること。ということでもあります。事務局と致しましては、この請願は、庄原市教育委員会から委嘱された調査員が、適切に教科書の調査研究を行う時間を確保するよう求めているものと、調査員ではない一般の教員が、指導力向上のために、教科書について研究する時間を勤務時間内に確保するよう求めているものの2つの意味があるのではないかと、いうふうに解釈致しました。前者の調査員については、勤務時間内に調査委員会を開催し調査研究を行っており、時間確保はできていると考えております。後者、その他の教員ということについては、こちらにつきましては、その内容から、教育公務員特例法21条の研修について規定してある条項ですが、こちらに該当するものであるということから、勤務時間外に自主的な研修とすることが望ましいと考えております。</p>
教育長	<p>そうするとこれは今の2つの捉え方からすると、調査員については、既に勤務時</p>

立花委員	<p>間内に代表が選んで調査をされているということから、これはもう既にできているというふうに受け止めております。もう1つの、いわゆる教員がそこにありますように、研究する時間を保障することとあるわけですが、そのあたりについては、何か質疑等ありますでしょうか。</p> <p>私はよく市立図書館を利用するのですが市立図書館には図書教科書センターがあり、常時全会社の教科書を、いつでも見ることができ、また、2週間貸出しをしてもらうことができますので、自主的な研修に繋がると思いますので、特別に時間を保障する必要はないと思います。</p>
教育長	<p>既にそういったいわゆる図書館、あるいは採択期間中においては、教育指導課の前にセットしておりますので、そういったことも含めて、既にできるという受け止めでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(「はい」の声あり)</p>
教育長	<p>それでは不採択と致します。次の3項目をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>請願3、実際に教科書を使い授業をする教員の意見をアンケートで集約し、採択の参考資料とすること。という請願です。こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条により、教科用図書を採択する権限は教育委員会にあります。また、文部科学省からも教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静謐な採択環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われるよう努めることという指導も受けております。教科書は教員の意見を参考に採択するのではなく、教育委員会議会で承認された採択基本方針に基づいて、調査員からの報告を踏まえて、選定委員会から答申を受けましたけれども、その答申をもとに、教育委員会議会で審議採択を行うものと捉えております。なお、教科書展示の際には、教員をはじめ、広く市民の意見を収集するよう意見箱を設置しております。また、本市の調査員には教員を委嘱しておりますので、教科用図書を実際に使う教員の意見は調査員からの報告に反映されているというふうに考えております。</p>
教育長	<p>現状を述べて頂きました。これについて何か質疑・御意見等ありますでしょうか。</p>
横山委員	<p>教科書を採択するため、本市では、調査研究報告書において、教科書を調査する調査委員会の中に、本市の教員の方々に調査員を委嘱して、現場の意見を踏まえ選定委員会が教科書選定の意見書を出します。ですから十分に現行のままで反映をされていると思っております。また、広く市民の意見を聞くということで意見箱も設置されておりますので、これは機能しているのではないかと思います。したがって、アンケートは必要ないと思います。</p>
教育長	<p>その他どうでしょうか。よろしいですか。</p>
委員	<p>(「はい」の声あり)</p>
教育長	<p>第3項目は不採択といたします。続いて4項目目をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>請願の4項目です。職名、発言者名を記載した教育委員会会議録及び選定委員会会議録を作成することとなっております。このことにつきまして、請願書に広島県</p>

	<p>の情報公開審査会の判示のほうが載せてありましたけれども、この判示は教育委員会議の発言者名を開示するかどうかについて述べられたものであり、それは教育委員としての職の重要性と職責から判断されたものということです。広島県教委の選定審議会の議事録では、委員の発言者名は公開されておられません。これまで本市においては、教育委員会議とそれから選定委員会の会議録に発言者名は記載していません。調査研究報告書や選定委員会からの答申は教育委員会で審議するための資料であり、調査研究から教育委員会議での採択までが採択にかかる一連の意思決定過程であり、それぞれの会で何らかの意思を決定するというような性質ではないと捉えているところです。</p>
教育長	<p>教育委員会議の議事録のものと、選定委員会の議事録のものの2つが出ました。まず、最初に教育委員会議の会議録のほうですけども、これについて今現在は、氏名は公表しないということになっておりますが、そういった点についてはどうでしょうか。</p>
神本委員	<p>教育委員という立場や職責という点を踏まえれば、やはり会議録に発言者名を記載するのは当然のことなのかなと思います。ですから最終決定をする教育委員会議で発言者名を記載する方向でいったほうがいいのではないかと思います。</p>
教育長	<p>その他どうでしょうか。</p>
立花委員	<p>私も神本委員と同じで、最後に採択する委員としては発言者名を載せて頂くのが当然のことだと思います。</p>
教育長	<p>これまではいろんな観点から、委員の発言は丸印をしておりました。今度は例えば誰々委員がこのように発言したという、そういう趣旨には賛成であるということですね。</p>
委員	<p>(「はい」の声あり)</p>
教育長	<p>もう一方、選定委員会会議録についても職名、発言者を記載したらどうかというお願いですが、これについてどうでしょうか。</p>
横山委員	<p>さきほど神本委員、立花委員がおっしゃったように、教育委員会の議事録については、発言者名入りで会議録を公表することになるのであれば、その前段である選定委員会での発言者名を公表する必要は取ってないと思います。</p>
教育長	<p>他にどうでしょうか。先ほども事務局からの説明がありましたように、一連の意思形成の過程であるということなどを踏まえたときの違いがあるということではよろしいですか。</p>
委員	<p>(「はい」の声あり)</p>
教育長	<p>それでは4項目全体としては不採択といたします。ただし、教育委員会議の会議録につきましても、委員の職名、発言者を書くということではよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(「はい」の声あり)</p>
教育長	<p>ではそのように致します。5項目をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>通常学校、いわゆる小学校中学校と捉えられますが、通常学校に視覚障害児者が学ぶ場合に、点字教科書ではない教科書を採択した場合は、当該教科書を点字化し</p>

	<p>て給与することという請願です。これにつきましては、視覚に障害のある児童生徒の障害の程度について、拡大鏡等の使用によっても、通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な障害の程度がある児童生徒は、通常学校の特別支援学級による指導を受ける程度というふうにされており、拡大鏡の使用でも難しいということで、拡大教科書という文字を大きくした教科書がありますが、そういうもので学習できる程度というふうに規定されているものがあります。これらの障害を有する児童生徒のための特定図書等の普及の促進等に関する法律がありまして、その中に、拡大教科書を発行する義務が教科書発行者には課せられております。そして今現在は、ほぼすべての教科書に対応できるようになっております。本市においては本年度拡大教科書を使用している児童生徒はおりませんが、今後、もし必要であるような児童生徒がいる場合には、この法律、あるいは文科省の指導に基づき、拡大教科書を適切に給与することとし、そのようなことから点字教科書を給与する必要はないと考えております。</p>
教育長	<p>現状、あるいは根拠について説明がありました。その点について、御意見どうでしょうか。</p>
神本委員	<p>子供達の障害の程度に応じて、適切な教科書を採択することは大切なことであると思っております。現在も庄原市は、そのように採択していると思っておりますので、引き続き、そのようにしていけばいいのではないかと思います。</p>
教育長	<p>その他どうでしょうか。そうしますと現状のままということでございますので、不採択ということに致します。続いて6項目目お願いします。</p>
教育指導課長	<p>選定委員会での意思形成終了後、「観点・視点・方法」を速やかに公開すること、という請願です。本市においては「観点・視点・方法」は、調査員から提出される調査研究報告書に示されております。先ほども述べた通り、教科用図書を採択する権限は教育委員会にあって、調査研究報告書や選定委員会からの答申は教育委員会で審議するための資料ということで、調査研究から教育委員会議における採択までが教科書採択における一連の意思形成過程であること。ということで、それぞれの会での作成された資料等は、何らかの意思決定する性質のものではない。従って、観点・視点・方法が示された調査研究報告書は、採択後遅滞なく公表するよう努めるということとしており、開示請求があった場合には公開するとしているところです。</p>
教育長	<p>現在もそのようにしているということですが、これについてご意見ありますでしょうか。</p>
末信委員	<p>今説明があったように、現在も適切な手続がされていると思っておりますので、特に異論はございません。</p>
教育長	<p>これはすでにいろんな手続きがされていますので、不採択ということに致します。7項目お願い致します。</p>
教育指導課長	<p>教科書採択時の教育委員会議を公開すること。という請願です。先ほどの繰り返しになりますが、教科用図書を採択する権限と責任は、教育委員会にあります。文</p>

	<p>部科学省から、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静謐な採択環境を確保し、採択権者の責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。教科書採択にかかる教育委員会の会議を行うに際しては、静謐な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、広聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めることと指導を受けているところです。本市においては、これまで傍聴者の言動により、静謐な採択環境の確保が困難になった事例もあります。教育委員会の権限と責任において、採択にかかる公正確保の観点から、自由闊達な意見交換ができること、また採択までの審議を静謐な環境の中で議論する必要がある。ということを考えております。</p>
教育長	この請願につきましては、御意見どうでしょうか。
立花委員	今まで通り、公開・非公開は、私達その場で決めて採択をしたいと思っておりますので、現状通りで採択をしたいと思っております。
教育長	他にどうでしょうか。ですから、審議する前にお諮りしますということでこれまでやっておりますが、そういう方法で進めるということでもよろしいでしょうか。
委員	(「はい」の声あり)
教育長	ではそのようにするという事で不採択と致します。8項目目、お願いします。
教育指導課長	<p>請願8です。教科書展示会で、希望があれば教科書の写真を撮らせること。という請願です。現在、庄原市においては、写真撮影は認めておりません。文部科学省では、教科書の公開事業、見本を展示する期間のことですが、この事業の際には、教科書の複製、これはコピー、写真、いずれもですが、それを2分の1の範囲において認められています。また、県の教育委員会においても、教科書研究という目的において必要な場合は、一部写真撮影を認めていると聞いております。すべてを写真撮影することはできないということになっているという状況があります。現在本市においては、認めていないという状況です。</p>
教育長	現状とそれから文部科学省の取り扱い、それから、県教育委員会のほうの取り扱い等を参考に、そういったところを踏まえて御意見があればお願い致します。
神本委員	<p>国や県と同様に、教科書研究に限ってですが、必要があれば認めるという方向にすればどうかと思います。ただ、教科書研究に限るという目的をきちんとしないといけないと思うので、写真を撮るのであれば、何ページから何ページを撮影しますというような申請書があったほうが良いと思います。</p>
教育長	他に如何でしょうか。よろしいでしょうか。展示会におきましては、写真撮影をこれまで認めておりませんでした。期間、目的をはっきりとさせて、申請書などもきちんとつけて、どういったところを撮影したかというページなども記載したものをつけた上で、写真を認めていくということでもよろしいでしょうか。では、それで採択をしたいと思っております。続いて9項目目はどうですか。
教育指導課長	教科書採択後遅滞なく「採択結果」「理由」をホームページで公表すること。という請願です。今年度から本市におきましても、採択基本方針に示したとおり、県

<p>教育長</p>	<p>教育委員会の公表を待たずに採択結果及び採択理由について、遅滞なく公表することというふうにしております。また、その公表の仕方としてはホームページに掲載する。としております。</p> <p>この件は昨年度までは、県教育委員会の公表があった後に公開していたわけですが、既にこれは教育委員会議の方で、採択結果及び採択理由について、採択結果を遅滞なく公表するというふうに決めましたので、すでにもうそのようにするという事になっておりますので、特にこれはもう対応済みということによろしいですか。</p>
<p>委員 教育長</p>	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>確認済みということでございます。それでは全部で請願9項目ございましたけれども、全体としては不採択ということになりますが、先ほどありました、教育委員会議の会議録についてのことや、教科書展示会での写真の撮影のことについては、一部認めるというような結論になりました。よろしくお願ひしたいと思います。</p>
	<p>日程第5 議案第43号 (非公開) 令和2年度使用小学校教科用図書の採択について</p>
	<p>日程第6 議案第44号 (非公開) 令和2年度使用中学校教科用図書の採択について</p>
	<p>日程第7 議案第45号 (非公開) 令和2年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について</p>
<p>教育長 教育総務課長</p>	<p>日程第8 個別報告及び協議事項</p> <p>日程第8、個別報告及び協議事項に移ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度県立学校訪問について ・令和元年度教育行政視察について
<p>教育長</p>	<p>それでは以上を持ちまして、第9回教育委員会議を閉会致します。</p> <p>— 閉会 午後5時58分 —</p>